

第Ⅱ部 紛争処理の状況

委員会は、次の3つの機能を有している。

- ① 電気通信事業者間、電気通信事業者とコンテンツ配信事業者等との間、ケーブルテレビ事業者等と地上基幹放送（地上テレビジョン放送）事業者との間等の紛争に対し、「あっせん」や「仲裁」を実施すること（電気通信事業法第154条から第157条の2まで、電波法（昭和25年法律第131号）第27条の35及び放送法（昭和25年法律第132号）第142条）
- ② 総務大臣が、接続協定等の細目の裁定、業務改善命令等を行う際、総務大臣から諮問を受け、審議・答申を行うこと（電気通信事業法第160条、放送法第144条）
- ③ あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勧告を行うこと（電気通信事業法第162条）

また、事務局に事業者等相談窓口を設けて、事業者間の紛争に関する相談や問合せに対応している。

なお、委員会の機能等については資料編の【資料1】、これまで委員会で取り扱った紛争処理の概況については資料編の【資料2】のとおりである。

1 あっせん・仲裁の処理件数

令和元年度に委員会が受けたあっせん・仲裁の申請はなく、処理が継続又は終了した案件もなかった。

2 審議・答申

令和元年度中、卸電気通信役務の提供に係る裁定について総務大臣からの諮問が1件あり、令和2年3月31日現在、委員会において審議中である。

事案	諮問	処理状況
諮問第11号	令和2年2月4日	審議中

裁定申請の概要は、次のとおりである。

(1) 当事者

- ・日本通信株式会社（申請者）（以下「日本通信」という。）
- ・株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」という。）

(2) 申請の理由

ドコモの音声通話サービスに係る卸電気通信役務「以下「卸役務」という。」の提供について、協議が不調のため

(3) 裁定を求める事項

ドコモの音声通話サービスに係る卸役務の提供に関し、総務大臣に対して以下の事項について裁定を求めるもの。

1. ドコモに対し、音声通話サービスを能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、本件申請の申請人である日本通信に卸役務として提供すべきとの裁定を求める。
2. 前記1. で求める事項を具現化した卸役務の一つとして、ドコモが現在「かけ放題オプション」及び「5分通話無料オプション」の名称で利用者に提供している音声通話料の定額サービスを、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、日本通信に提供すべきとの裁定を求める。

3 勧告

令和元年度中、総務大臣への勧告は行わなかった。

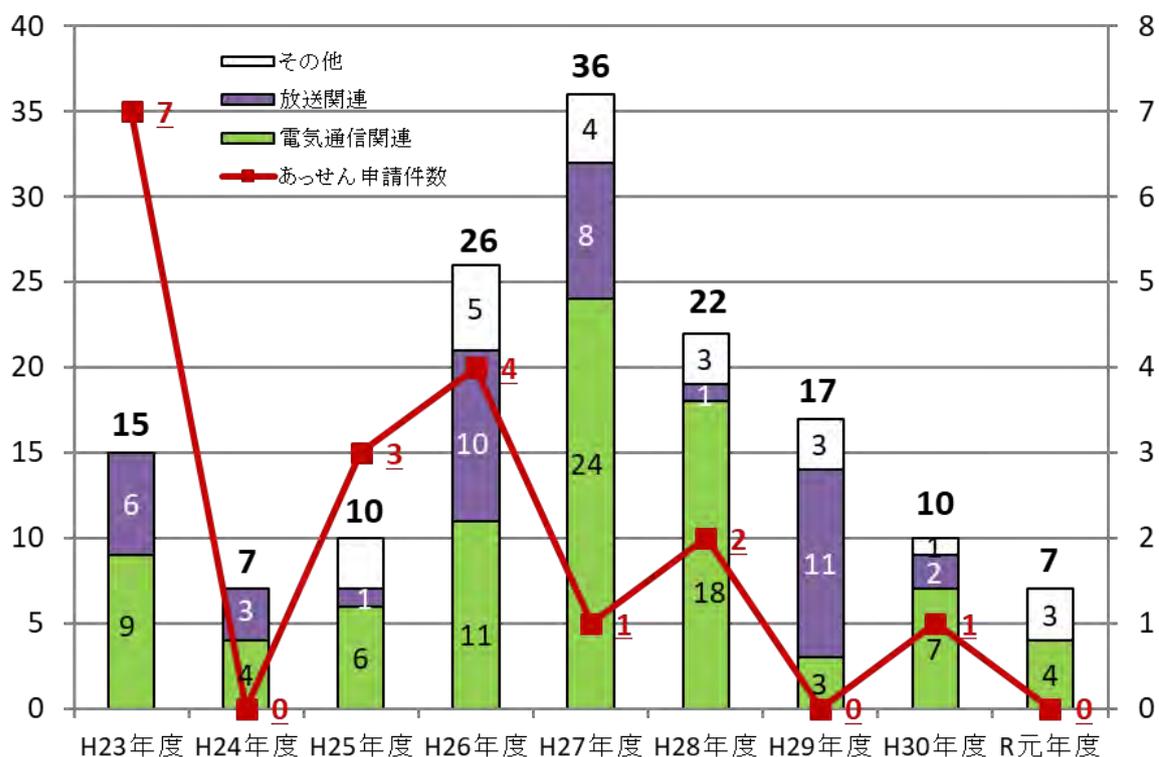
4 事業者等相談窓口における相談

令和元年度においては、事業者等相談窓口において、7件の相談及び問合せを受けた（平成30年度は10件）。相談内容ごとの受付件数及び相談対応結果は、次のとおりである。

相談内容	受付件数
① 卸電気通信役務の提供	1件
② その他電気通信に係る契約	2件
③ 手続きの照会	1件
④ その他	3件
計	7件

※ 同一案件に係る複数回の相談を含む。

(参考) 相談件数 (平成 23 年度～令和元年度)



相談対応結果	件数
① あっせん等の申請があった	0件
② 事業者間の協議等が進捗し解決した	0件
③ 事業者間協議を継続することとなった	0件
④ 事業者の判断により、協議の継続等を行わないこととした	0件
⑤ 手続に関する説明を行った	1件
⑥ その他	6件
計	7件

※ 同一案件に係る複数回の相談を含む。